

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

長岡市の障害者福祉について

福祉窓口

昨年4月から、アオーレ長岡総合窓口の1つに「福祉窓口」が設置され、障害福祉・介護保険・高齢福祉・生活保護・医療費助成・児童手当等、出生から死亡までの福祉に関する申請書受付、制度説明、相談業務を一括して行っています。

生活・活動支援

障害等のある方が日常生活を送る上で、また様々な社会活動を行うために必要なサービスの提供などを行います。

区分	内容	主なサービス等
手帳に関する手続	次の手続に係る県への進達等に関する業務 ・交付申請の手続 ・記載事項等の変更手続 ・再判定・返還の手続	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
各種手当の支給	右の各種サービス等に関する業務	・特別障害者手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・児童扶養手当の支給
日常生活への支援		・補装具費の給付 ・日常生活用具費の給付
障害者の社会参加などのための支援		・福祉デマンドタクシーの運行補助【拡充事業】 ・タクシー利用券の交付 ・自動車燃料費の助成 ・自動車改造費の助成 ・リフト付き福祉バス「ほほえみ号」の運行 ・重度身体障害者移動支援事業(「ハートカー」の運行) 等
就労に対する支援		・企業実習支援事業(新規) ・障害者雇用促進職場体験実習等受入事業
意思の疎通に対する支援		・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業(新規) ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣
スポーツ、文化などの活動に関すること		・スポーツ教室の開催 ・ふれ愛コンサートの開催 ・障害者団体等の運営補助 ・こころのバリアをなくそうよ講座等

医療費助成

自立支援医療(精神通院・更生・育成) 県障、精神障害者医療費助成(1/3助成) など3障害(身体・知的・精神)に関する医療費助成申請、及び、子ども・妊産婦・1人暮らし老人・ひとり親の医療費助成や未熟児養育医療の申請の事務処理を行い、医療費負担の軽減を図ります。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、本人・家族・相談支援センター等と連携を図りながら、必要な障害福祉サービスや支給量等を決定します。
(H25.4.1から、「難病等」の方も、障害福祉サービス受給の対象になりました。)

区分	内容	主なサービス等
障害福祉サービス	・サービスを必要とする方への訪問及び調査 ・「障害程度区分」の決定(一部のサービスは不要) ・相談支援センター等による「サービス等利用計画」作成 ・サービス利用期間中の定期的なサービス利用検証及び関係者との連絡調整	居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 生活介護 共同生活援助・介護 (グループホーム・ケアホーム) 就労移行支援 等
地域相談支援	施設入所、又は精神科病院に入院している障害者のある方が退所・退院し、地域で安定した生活を送るための相談・訪問等支援体制づくり	地域移行支援 地域定着支援
地域生活支援事業	・障害のある方の外出・社会参加支援、介護者の一時的な休息支援のためのサービス提供に伴う訪問・調査及びその決定 ・地域の相談支援体制及びネットワークの構築	移動支援 日中一時支援 身体障害者デパート 24時間コールセンター 設置補助(新規)
その他	・障害のある方本人や家族等からの相談 ・支援・見守りを必要な方への定期訪問 ・成年後見に関する相談 ・地域活動支援センターへの運営費等助成	

また、障害者虐待防止法(H24.10.1施行)に基づき、
・障害者虐待防止対策の受付窓口
・一時保護のための居住地の確保(新規)
・虐待防止のための啓発リーフレット・研修等の開催(新規) の実施、

その他、地域の相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」の設置(新規)について、検討を開始しました。